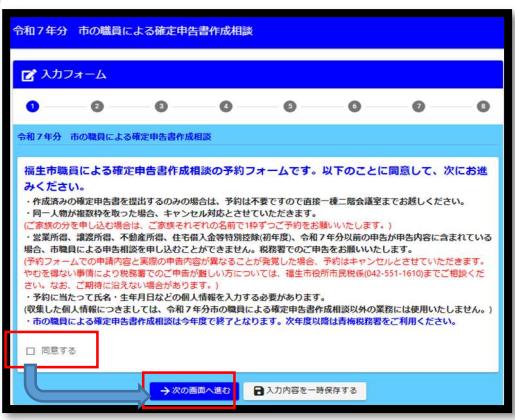


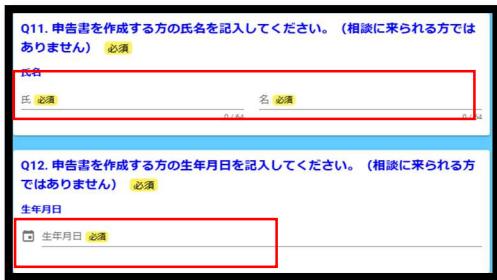
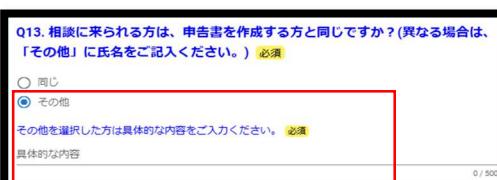
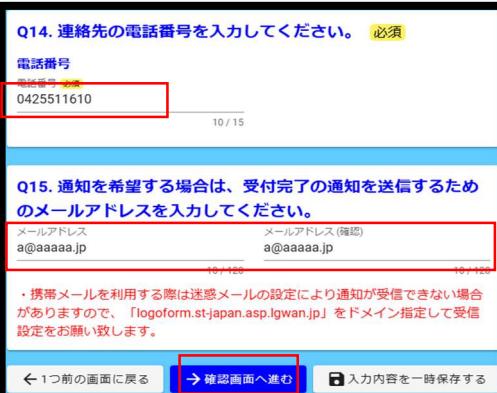
申込フォームでの確定申告書作成相談の予約 マニュアル

1		<p>■アクセス</p> <p>以下のURLを入力するか、左図の二次元コードを読み取って予約フォームにアクセスします。</p> <p>https://logoform.jp/f/dly6E</p>
2	 <p>令和7年分 市の職員による確定申告書作成相談</p> <p>福生市職員による確定申告書作成相談の予約フォームです。以下のことに同意して、次にお進みください。</p> <p>お読みになった場合は、予約は不要です。手で直接一棟二階会議室までお越しください。 ・個人情報保護法に基づく場合、キヤノンが外見とさせていただきます。</p> <p>〔選択のための申込品の場合〕、ご購入された方の名前で申込をご希望の方へお願いいたします。）</p> <p>・営業所、税務署等、不動産所得、住宅借入金特別控除(初年度)、令和7年分以前の申告が申告内容に含まれている場合、市職員による申告相談を申し込みることができます。税務署でのご申告をお願いいたします。</p> <p>〔予約フォームでの申告内容と実際の申告内容が異なることが発覚した場合は、予約はキャンセルとさせていただきます。〕</p> <p>やむを得ない事情により税務署でのご申告が難しい方にについて、福生市役所市民税課(042-551-1610)までご相談ください。なお、市役所にてご相談し、住宅借入金特別控除の個人情報を入力する必要があります。</p> <p>(収容した個人情報につきましては、令和7年分市の職員による確定申告書作成相談以外の業務には使用いたしません。)</p> <p>・市の職員による確定申告書作成相談は今年度で終了となります。次年度以降は青海税務署をご利用ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意する</p> <p><input type="button" value="→ 次の画面へ進む"/></p> <p><input type="button" value="入力内容を一時保存する"/></p>	<p>■同意画面</p> <p>予約にあたっての注意事項等が記載されておりますので、すべてに同意いただける方は「同意する」にチェックを入れ、「次の画面へ進む」を押してください。</p> <p>(同意いただけない場合には、予約することができませんのでご了承ください。)</p>
3	 <p>令和7年分 市の職員による確定申告書作成相談</p> <p>Q1. 以下の質問にお答えください。 必須</p> <p>申告を作成する方は令和8年1月1日に福生市に住民票がある方ですか？ 必須</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="button" value="← 1つ前の画面に戻る"/></p> <p><input type="button" value="→ 次の画面へ進む"/></p> <p><input type="button" value="入力内容を一時保存する"/></p>	<p>■Q1</p> <p>申告を作成する方(作成した確定申告書にお名前が記載される方)が、令和8年1月1日現在で福生市に住民票がある方であれば、「はい」にチェックを入れ、「次の画面へ進む」をクリックしてください。</p> <p>(「いいえ」を選んだ場合、予約することができませんので、1月1日現在お住まいの自治体または所轄の税務署へお問合せください。)</p>
4	 <p>令和7年分 市の職員による確定申告書作成相談</p> <p>Q2. 申告する内容に以下のものが含まれていますか？ 必須</p> <p>営業所得 不動産所得 譲渡所得 課税地(不動産や上場株式等の売買) 住宅借入金特別控除(初年度) 過去分納料(未分納の申告)</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="button" value="← 1つ前の画面に戻る"/></p> <p><input type="button" value="→ 次の画面へ進む"/></p> <p><input type="button" value="入力内容を一時保存する"/></p>	<p>■Q2</p> <p>申告する内容に以下のものが含まれていますか？</p> <p>営業所得、不動産所得、譲渡所得(不動産や上場株式等の売買益)、住宅借入金等特別控除の(初年度)、昨年分以前の申告が申告内容に含まれる場合、確定申告書の作成を承ることができないので、税務署でのご申告をお願いいたします。</p> <p>(チェック欄がすべて「いいえ」の方のみ、次の画面へ進むことができます。)</p>

申込フォームでの確定申告書作成相談の予約 マニュアル

5		<p>■Q3 申告する所得の内容<u>すべて</u>にチェックを入れてください。 (この中のどれにも当てはまらない場合はその他をチェックして内容をご記入ください。)</p>
6		<p>■Q4・Q5 Q3で「年金所得」または「給与所得」のみを選んだ方は、表示された画像をよく確認してください。 確認できたら、「確認しました」をチェックして次に進んでください。</p>
7		<p>■Q6・Q7 Q6で予約希望日を選択し、Q7で午前・午後の希望を選択してください。 日付を選択した後、破線内にその日付の残枠数が表示されます。<u>表示されない場合は予約枠がいっぱいとなっておりませんので、ご都合のつく別の日を選択してください。</u> なお、3/16(月)は午前中のみの受付のため、Q7は表示されず、Q10が表示されます。</p>
8		<p>■Q8～Q10 希望の時間を1つ選択し、「次の質問へ進む」を押してください。 時間の右側に残数が表示されているものは予約可能となっております。 <u>予約枠が埋まってしまっている時間帯はグレーアウトし選択できないようになっておりますので、ほかの時間帯を選択してください。</u></p>

申込フォームでの確定申告書作成相談の予約 マニュアル

9		<p>■Q11～Q12</p> <p>申告書を作成する方の氏名・生年月日を記入してください。</p> <p>No.3で回答した、作成する確定申告書に名前が記載される方の氏名と生年月日を記入し、次の質問を回答してください。</p> <p>(複数名分の枠を一回で予約することはできないため、ご家族の分も合わせて予約する際には今回の予約完了後、もう一度改めて予約をお願いいたします。)</p>
10		<p>■Q13</p> <p>当日会場に来られる方が、Q11で氏名を入力した方と同じであれば「同じ」を、異なる方が来られる場合には「その他」をクリックし、「その他」の場合には当日来られる方の氏名をご記入ください。</p>
11		<p>■Q14～Q15</p> <p>Q14に電話番号を入力してください。</p> <p>希望する場合は、Q15に連絡先の・通知送付用のメールアドレスを入力し、「確認画面へ進む」をクリックしてください。</p> <p>(携帯メールでは受信できない場合がありますので、「logoform.st-japan.asp.lgwan.jp」をドメイン指定して受信リストに設定して頂きますようお願いします。)</p>
12		<p>■入力内容確認</p> <p>入力内容が正しいかご確認いただき、正しい場合は「送信」をクリックしてください。</p> <p>入力完了画面が表示され、登録されたメールアドレスあてに完了通知メールが送信されたら予約完了となります。</p>

申込フォームでの確定申告書作成相談の予約 マニュアル

13	<p>予約を受け付けました。</p> <p>申告書作成相談当日は以下の持ち物を必ずお持ください。 また、予約内容に変更となる場合やキャンセルしたい場合は課税課市民税係(042-551-1610)までご連絡をお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和5年中の収入を証明するもの <input type="checkbox"/> 給与・年金収入のある方は源泉徴収票（※原本） <input type="checkbox"/> 個人年金等の支払証明書 <input type="checkbox"/> 介護保険料の精算書等の扶助料金支払証明書 <input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者として扶助料金を支払った場合のものもすべてをお持ち下さい。 <input type="checkbox"/> すべて持つてないことが発覚した場合、申告を受付けることができません。</p> <p><input type="checkbox"/> 抽除に関する書類 <input type="checkbox"/> 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・国民年金保険料などの控除証明書 <input type="checkbox"/> 介護保険料の精算書等の扶助料金支払証明書 <input type="checkbox"/> 地震費控除・セルフメディケーション税制の明細書（※記入済みのものに限る）</p> <p><input type="checkbox"/> 扶養控除について（令和5年中の扶養義務者の所得がかかるもの） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（確定申告の際は専用をお持ください。） <input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持でない場合は、以下の2点 ①通知カード・住民票の苟延年月記載事項証明書（個人番号記載あり）の内いずれか1つ ②運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード等の内 いずれか1つ <input type="checkbox"/> 本人名義の金融機関口座番号がわかるもの（通帳・カード等）</p> <p>※マイナンバーカードは原本ではなく、両面のコピーを取得してご持参ください。</p>	<p>当日の持ち物等については入力完了画面や完了通知メールをご確認ください。</p> <p>もし予約内容の変更・キャンセルが必要な場合は、福生市役所市民税係(042-551-1610)までご相談ください。</p>
14		
15		
16		